

## 令和2年度 第8回大島区地域協議会 次第

日 時：令和3年1月27日（水）

午後2時から

場 所：大島就業改善センター

3階 大会議室

開 会

### 1 協 議

- (1) 上越市地域活動支援事業採択事業成果発表会及び事業活用説明会の開催  
について 資料No.1-1、1-2、1-3、1-4

### 2 その他

- (1) 大島診療所の診療体制について 資料No.2
- (2) 上越市農業所得収支計算相談会及び市・県民税の申告相談の実施について  
資料No.3
- (3) 第9回地域協議会の開催日について  
【開催日： \_\_\_\_月 \_\_\_\_日、開催時間： \_\_\_\_時から】

- (4) その他

閉 会

(案)

資料No.1-1



上越忠義隊けんけんず (C)上越市

## 令和2年度採択事業成果発表会及び 令和3年度事業活用説明会

- 日 時 令和3年 月 日 ( ) 午後 時～
- 会 場 大島就業改善センター (大島地区公民館)

### 次 第

- 1 開会
- 2 大島区地域協議会長あいさつ
- 3 令和2年度地域活動支援事業採択事業成果発表会
  - (1) 採択の概要について . . . . . 資料No.
  - (2) 成果発表【事業提案・受付順】
    - \* 伝統行事伝承事業 (田麦町内会)
    - \* 旭地区PR事業 (旭地区協議会)
    - \* 薬師岳登山道整備及びPR事業 (細越平生会)
    - \* 「仁上ホテルの軌跡」記録・伝承事業 (仁上町内会)
    - \* 大島区魅力発見PR事業 (大島まちづくり振興会)
    - \* 交流空間創出事業 (光里の環)
- 4 令和3年度事業活用説明会 . . . . . 資料No.
- 5 意見交換会
- 6 閉会

上記を終了後に令和3年度募集に向けた個別相談会を予定しています。事業提案をお考えの方はお気軽にご相談ください。



# 回 覧

上越忠義隊けんけんず (C)上越市

## 令和2年度採択事業成果発表会及び 令和3年度事業活用説明会

市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しており、地域における課題の解決を図り、または地域の活力を向上するため、地域の皆さんが自主的、主体的に行う地域活動の支援を行っています。

令和2年度の採択事業の成果発表を下記のとおり開催しますので、皆様のご参加をお待ちしています。

- 日 時 令和3年 月 日 ( ) 午後 時～
- 場 所 大島就業改善センター (大島地区公民館)
- 内 容 上越市地域活動支援事業
- 令和2年度採択事業成果発表会  
(実施団体からの事業内容及び成果の報告)
  - 令和3年度事業活用説明会  
(採択方針及び日程等の募集概要の説明)
  - 令和3年度募集に向けた個別相談会
- 主 催 大島区地域協議会

- ・事前申し込みは必要ありません。
- ・説明会終了後に個別相談会を行います。

来年度に事業提案を  
検討されている皆様  
も是非ご参加ください

＊＊ 問い合わせ先 ＊＊

大島区総合事務所 総務・地域振興グループ 地域振興班  
TEL 594-3101 FAX 594-3105

※現在作成中 (R3. 1. 27 時点)  
第 8 回地域協議会資料

資料No.1-3

令和 2 年度 大島区地域活動支援事業状況一覧表

事業の名称 (団体等の名称)	事業内容の概要	事業費 (単位: 千円)			進捗状況
		事業費	補助 希望額	事業費 (決定)	
<b>伝統行事伝承事業</b> (田麦町内会)	地域の伝統行事が失われつつある中、地域一丸となって賑わいを維持しているが、祭りの準備に相当な労力が必要であり、資材の経年劣化が著しい状況となっている。今年度の祭りは未定であるが、賑わいや交流の場である「祭り」が途絶えることのないよう地域住民の交流や士気を保つ。	463	460	460	●事業完了 ●事業費決算額: 463 千円 ●結果等 ・当初の計画どおり、電飾ケーブル等を支える柱の設置と劣化した電飾の更新は完了したものの、新型コロナウイルスの影響が収束されず、今年度の盆踊りは中止せざるを得ない状況となり、来年度にお披露目する予定。 ・盆踊りは、夏の風物詩であり地域住民の賑わいと交流の場の必要性を役員及び地域住民が改めて認識できた。
<b>旭地区 PR 事業</b> (旭地区協議会)	市内でも旭地区の認知が低いものの、暮らし知恵や豊かな自然が存在するため、より多くの方から地域の魅力を知ってもらおうほか、地域を訪れてもらい、地域住民の活力及び地域の活性化を図る。	852	850	850	○進捗状況 ・生活の記録は年間通して随時撮影 ・ドローンでの撮影は季節ごと R2. 6~7 産地シール、てぬぐいデザイン募集 R2. 9 産地シール、てぬぐいデザイン決定 R2. 12 産地シール、てぬぐい出来上がり R3. 1~2 てぬぐい各世帯へ配布 ドローン撮影(冬景色) 生活の記録編集作業 R3. 2. 28 1 年間の生活記録お披露目会予定

事業の名称 (団体等の名称)	事業内容の概要	事業費 (単位: 千円)			進捗状況
		事業費	補助 希望額	事業費 (決定)	
<b>薬師岳登山道整備及び PR事業</b> (細越平生会)	<p>薬師岳は地元住民に親しまれ里山であったが、登山者が激減し山道等は整備されていない状況にある。古くからの地域の象徴であった資源の魅力を再発掘し、新たな取組とリンクさせて、改めて“地域の宝”の創出を目指す。</p>	1,033	1,000	1,020	<p>○進捗状況</p> <p>&lt;薬師岳保全活動&gt;</p> <p>R2.11 登山道及び山頂の整備 案内看板と山頂標柱の設置</p> <p>R3.3 中旬 山頂にある祠の修復完成予定</p> <p>&lt;薬師岳PR活動&gt;</p> <p>R2.6 SNS、動画サイトの開設</p> <p>R2.7 登頂記念グッズの製作</p> <p>R3.3 中旬 登山PR資料等完成予定</p> <p>継続中…イベント等開催に向けた計画・検討会</p> <p>&lt;薬師岳研究活動&gt;</p> <p>継続中…新たな登山ルートの調査・整備 (一部(鍋立山方面)終了)</p> <p>R3.2 冬期登山の可能性調査予定</p>
<b>「仁上ホテルの軌跡」 記録・伝承事業</b> (仁上町内会)	<p>大島の代名詞「ホテル」の生息保護や祭りを維持するため、今日まで様々な苦勞があったものの、高齢化により今後の取組の継続や歴史の継承が危惧されている。イベントが出来ない状況下を契機とし、これまでの歩みや写真・動画を記録に残し、後世に伝える。</p>	1,095	1,000	1,040	<p>○進捗状況</p> <p>R2.5 中旬 映像制作方針協議</p> <p>R2.6～ 夏季の写真・動画撮影開始</p> <p>R2.7～ ほたる公園・ほたる橋の情報整理 や関係者のインタビュー</p> <p>R2.8 夏季の編集作業</p> <p>R3.2 冬季の写真・動画撮影開始</p> <p>R3.3 編集作業完了予定</p>

事業の名称 (団体等の名称)	事業内容の概要	事業費 (単位: 千円)			進捗状況
		事業費	補助 希望額	事業費 (決定)	
大島区魅力発見PR事業 (大島まちづくり振興会)	市町村合併後、当区全体を網羅した外部発信機能がなく、当振興会も情報発信を行う手段を持たないまま現在にきている。このことからホームページを構築し、組織や活動の周知を図るとともに、区内のイベントや観光情報を発信する。併せて区内団体・事業者等とリンクし発信力を高める。	510	500	500	○進捗状況 R2.7~8 写真コンクール細部検討 R2.9~12 写真コンクール開催周知・募集 R2.12 写真コンクール審査、表彰 まちづくりだよりで周知 R3.1 ホームページヘデータ取り込み R3.2 ホームページ全公開予定
交流空間創出事業 (光里の環)	大島区並びに大島地区には様々なイベント時に幅広い年齢層の来訪があるものの、滞在できる場所がなく地域住民と来訪者の交流が図られていない。また転出により空き家が増加するなか、今後の地域の在り方を地域住民と市内若年層とが話し合うほか、試験的な取組を行い検証する。	1,064	1,000	1,030	○進捗状況 R2.6 総会 R2.7 インターネット環境整備 (Wi-Fi、PC、TV 設置) R2.8 憩いの場の必要性の話し合い R2.10 地域と来訪の両面から見る憩いの場の検討と事例研究 R2.12 構想案の検討・決定 R3.1 パース作成依頼 R3.3 パース完了予定
合 計	6 事業	5,017	4,810	4,900	

# 私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和3年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



## ■募集期間

**令和3年4月1日(木)から4月30日(金)まで(必着)**

事業提案書、説明資料をお持ちになり、大島区総合事務所までおいでください。

## ■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## ■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### 《ポイント！》

- ・ 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和4年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、大島区総合事務所に実績報告書を提出してください。

## ■補助金額、補助回数（新規事項）

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 同一団体による同一事業に対する補助は、3回までとします。（平成24年度事業からカウント）

### 《大島区の予算 ●●●万円》

### 《ポイント！》

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合があります。~~また、事業費が100万円を超える事業を計画される場合は、概ね100万円が補助金額の限度額となります。~~
- ・ 補助金額の限度額は、大島区の予算の範囲内で交付します。
- ・ 同一団体による同一事業への補助は、3回までとします。連続でなくても（1年おき等でも）3回で終了となります。

## ■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、大島区総合事務所に持参してください。

### 《ポイント！》

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、大島区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、大島区総合事務所で配布します。また、市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

## ■提案事業の審査と決定

- ・ 大島区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、事業を実施する場所で提案者から行っていただく説明等を参考に行います。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。



(1) **地域自治区の採択方針** … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。令和3年度大島区の採択方針は次のとおりです。

《大島区採択方針》

<b>1 優先して採択する事業</b>
大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。 この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業</li><li>○ 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業</li><li>○ 地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業</li><li>○ 日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業</li></ul>
<b>2 その他の事業</b>
優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。

(2) **基本審査・共通審査**

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。
③実現性	・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・ 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

## 《ポイント!》

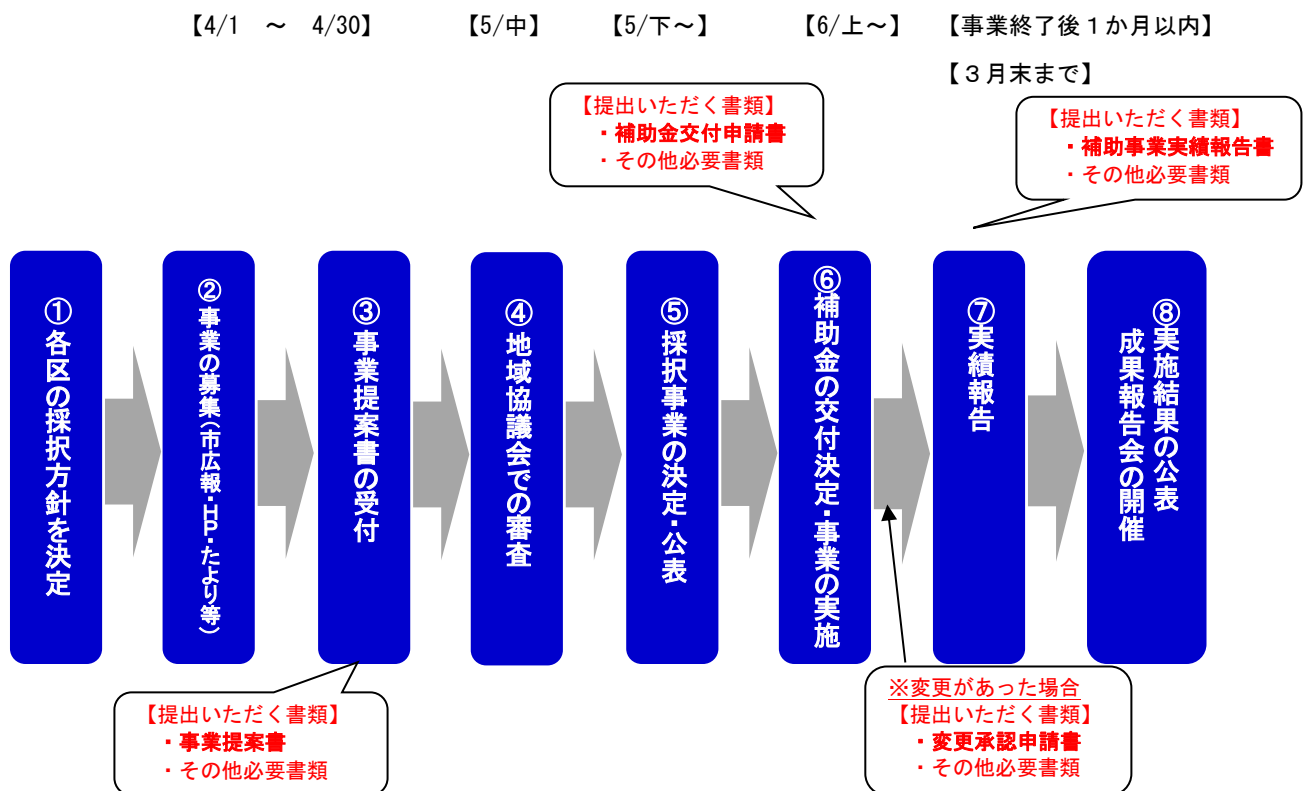
- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、大島区総合事務所でご確認ください。

## ■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

※ 3月に大島区の成果発表会（報告会）を予定しています。実施事業の内容や成果をすべての団体から発表していただきます。

## ■フロー図（事業実施の流れ）



こちらまでご相談・ご応募ください！

大島区の事業はこちらまでご相談・ご応募ください！



大島区総合事務所 総務・地域振興グループ

所在地 上越市大島区岡 3320-3

電話 025-594-3101(内線 61) FAX 025-594-3105

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

## 令和3年2月2日以降の大島診療所の診療体制について

上越市国民健康保険牧診療所の常勤医師不在のため、大島診療所の川渕久司医師が牧診療所において診療を行っておりますが、牧診療所での診療日変更に伴い、大島診療所の診療日等を次のとおり変更します。

金曜日は、川渕医師が不在になりますが、職員はおりますので、何か困り事がありましたらご相談ください。

なお、診療体制に変更が生じた場合は、随時、お知らせします。

## ＜大島診療所の診療体制＞

変更期間 令和3年2月2日（火）から当面の間

## 【現在】

区分	月	火	水	木	金	土	計
午前	○	○	○	○	○	○	4日
午後	○	休診	—	○	休診	—	



## 【変更後】

区分	月	火	水	木	金	土	計
午前	○	○	○	○	休診	○	4日
午後	○	○	—	○	休診	—	

※受付時間 午前8時30分～正午、午後2時～4時30分

## 農業所得収支内訳書作成相談会の開催について

令和2年分（期間：令和2年1月1日～令和2年12月31日）の農業所得収支内訳書作成の個別相談会を開催します。

- ◎期 間：2月1日 月曜日 ～ 2月10日 水曜日（土・日曜日、祝日を除く。）  
午前9時～12時／午後1時～4時
- ◎会 場：大島コミュニティプラザ 2階 市民活動室 1 \* 事前予約が必要です \*
- ◎対 象：令和2年分の農業所得を申告する人（白色申告者）で、相談を希望する人
- ◎申し込み：市民生活・福祉グループ（☎594-3101）

### 【相談に必要なもの】

- ① J Aシステム帳票… J Aシステム帳票の作成をえちご上越農業協同組合に依頼した人のみ
  - ② 収入に関する明細…数量・金額がわかるもの（J Aシステム帳票に記載のあるものは不要）  
例：中山間地域直接支払通知書、作業受託費、直売明細書等
  - ③ 経費の領収書…農業に関するものすべて（J Aシステム帳票に記載のあるものは不要）  
例：農具費、修繕費、動力光熱費、作業委託費、用水費、  
農業共済の明細、中山間地域直接支払通知書等
  - ④ 新たに機械、建物を取得した人…機械、建物の種類、取得年月日、取得金額がわかるもの
  - ⑤ 所有機械、建物を売却した人…機械、建物の種類、処分年月日、売却金額がわかるもの
  - ⑥ 令和2年度固定資産税の課税明細書
- \* 領収書等は、項目ごとに整理し、合計額を計算してお持ちください。

### ※注意

- 農業所得の申告には、収支内訳書の添付が必要となります。  
相談を希望しない場合でも収支内訳書は作成し、申告書を提出してください。  
（収支内訳書が作成されていない場合は、申告を受け付けることができません。）
- 農業所得に関する調査で「特例措置希望（農業所得0円）」と回答する人は、収支内訳書の作成は不要です。
- 農地の賃貸による小作料収入がある場合は、農業所得と分離し、不動産所得としての申告が必要です。（米等の受け渡しによる現物支給の場合も申告が必要です）

<裏面あります>

## 市・県民税の申告相談と受付について

令和3年度の市・県民税（令和2年1月1日～令和2年12月31日所得分）の申告相談と受付を行います。大島区会場の日程は次のとおりです。

- ◎ 会 場 : 大島コミュニティプラザ 2階 市民活動室1
- ◎ 受付時間 : 午前9時～11時30分 / 午後1時～4時
- ◎ 町内会別申告日程 :

相 談 日	対象町内会	相 談 日	対象町内会
2月16日(火)	菖蒲東・牛ヶ鼻	3月1日(月)	達・長者島・上岡
17日(水)	菖蒲西・西沢・三竹沢	2日(火)	下岡・千原
18日(木)	熊田・仁上	3日(水)	田麦
19日(金)	石橋・棚岡	4日(木)	板山・竹平・藤尾
22日(月)	大島・中野	5日(金)～ 15日(月) *平日のみ	全町内会対象
24日(水)	上達・深沢		
25日(木)	細越		
26日(金)	大平		

町内会の相談日に都合がつかないときは  
都合の良い日にお越しください。

- 医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書の添付が必須となりました。  
あらかじめ作成の上、申告会場にお越しください。
- 農業所得の申告には、収支内訳書を添付してください。
- 簡易な確定申告は、市の会場（木田庁舎・総合事務所）でも受け付けます。  
ただし、次の申告は高田税務署の申告会場（市民プラザ）で申告してください。  
・青色申告 ・不動産や株式の譲渡所得 ・営業所得 ・配当所得 ・雑損控除  
・住宅借入金等特別控除 ・住宅耐震改修・認定長期優良住宅新築等の控除 など
- 給与所得または公的年金の申告には、源泉徴収票の原本が必要です。  
失くされた方は、発行元へ再発行を依頼し、申告時には必ずお持ちください。
- マイナンバーに関する書類の提示が必要です。  
申告者本人または同一世帯の人が申告書を提出する場合、申告者本人のマイナンバーカード、  
または、申告者本人の通知カードと本人確認書類（免許証・保険証等）をお持ちください。

◆ 必要書類など詳しいことは「広報上越 1月号」をご覧ください ◆

【問合せ】 市民生活・福祉グループ（☎594-3101）